

## 労災就学等援護費の改定について

### <額改定の考え方>

- 労災就学等援護費は、業務災害又は通勤災害により死亡し、重度障害を受け、又は長期療養を要する労働者の子のその後の就学状況及び保育の状況、労災遺家族等の就労の状況、これらの者の要望等にかんがみ、業務災害又は通勤災害による重度障害者、長期療養者及び遺族に、労災保険の社会復帰促進等事業として支給するものとするもの。
- その支給額は、在学している者の区分に応じ、定めているところ。大学生については、(独)日本学生支援機構の第一種奨学金(無利息、国・公立大学、自宅通学)の額が改定された年度の翌年度に、その改定率に応じて改定している。
- また、高校生以下については、就学等援護費と1人当たり平均教育費(「子供の学習費調査」の結果や物価上昇率等を考慮して算出)との比率が、一定の水準となるように改定している。
- 平成27年度については、上記比率の上昇を受け、小学生の支給額を1,000円増額する改定をすることとする(額改定は1,000円単位で行うため、他の区分においては、改定は実施しない)。

区分	平成26年度		平成27年度
大学生(全日制)	月額 39,000円	↑	月額 39,000円(改定なし)
大学生(通信制)	月額 30,000円	↑	月額 30,000円(改定なし)
高校生(全日制)	月額 16,000円	↑	月額 16,000円(改定なし)
高校生(通信制)	月額 13,000円	↑	月額 13,000円(改定なし)
中学生(全日制)	月額 16,000円	↑	月額 16,000円(改定なし)
中学生(通信制)	月額 13,000円	↑	月額 13,000円(改定なし)
小学生	月額 12,000円	↑	月額 13,000円(増額改定)
保育費	月額 12,000円	↑	月額 12,000円(改定なし)